

<別紙 2>

・返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月未満の本人の都合による退社又は、
本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、
受領した紹介手数料から次に定める金額を 求人者に返還する制度です。

- (1) 入社日以後 1 ヶ月未満の場合は手数料の 100%を返還するものとする
- (2) 入社日以後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合は手数料の 50%を返還するものとする

ただし、返戻金制度は求人者と当社の間により別の定めをする場合がございます。

有料職業紹介事業許可番号 / 23・ユ・302551